

令和5年5月8日

保護者 様

川口市立上青木中学校
校長 高田 晶子

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症へ移行となり「今後は、コロナ禍を通じて再認識された学校の役割も踏まえ、これまで制限されてきた教育活動については、その必要性を十分に検討した上で、積極的に実施していくことが求められます。」との方針が出されました。

つきましては、下記の通り教育活動の実現に向け取り組んでまいります。ご理解いただきご協力をお願いいたします。

記

1 一人一台端末をはじめとするデジタル技術を一層活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現

- ・GIGAスクール構想の推進

2 生徒が多様な他者と交流する豊かな体験活動の充実

(1) 学校内における授業や学校行事について

- ・グループ活動や集団活動の促進
- ・全校一斉参加を伴う学校行事の開催
- ・休み時間や給食等における生徒の交流

(2) 学校外における地域と連携した多様な体験活動について

- ・地域における団体等とも連携しながら体験活動の推進

3 留意点

これらの取組を進めるに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、生徒の健康観察や換気の確保や手指衛生といった日常的な対応については、継続して実施することが有効である。

4 本校の対応について

川口市教育委員会からの通知を受け、5月8日からは下記の通りの対応といたします。

(1) 健康観察について

- ・「毎日の体温チェック表」の提出は「なし」になります。出席確認時に実施している朝の健康観察は継続してまいります。

(2) 出席停止について

- ・陽性者（有症状）

「発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

- ・陽性者（無症状）

「陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで」です。

*なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは当該生徒等に対してマスクの着用を推奨します。ただし、強制ではありません。

(3) 臨時休業について

「校長が学校医の意見を参考にして学級閉鎖を措置する」こととなります。

*これは、季節性インフルエンザ等と同様の対応となります。

(4) 授業等について

授業等の実施における活動場面の制限はありません。しかし、感染流行時等には、一時的に感染対策を検討・実施します。

(5) 部活動に対応について

- ・活動停止について

陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行いません。ただし、感染拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止の判断をします。

- ・活動停止期間中の公式大会等への参加について

教育委員会及び大会等主催者に協議の上、参加の可否を決定すること。